

財政用語

一般会計 <p>町の行政運営の基本的な経費を計上している会計。 町の会計は、本来1つの会計で経理されることが望ましいが、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計を設けている。</p>
特別会計 <p>行政の事務事業の中でも、特定の事業を行う場合に、その特定の歳入歳出をもって運営される事業について、一般会計とは別に設置されるもの。 (例) 国民健康保険特別会計 など</p>
企業会計 <p>地方公営企業法の適用を受ける事業を行うため、一般会計、特別会計とは別に設置するもの。 (例) 水道事業会計 など</p>
普通会計 <p>地方公共団体ごとの財政比較や統一的な掌握を行う地方財政統計上に用いられる会計区分であり、一般会計を地方財政統計上に合わせて経理したもの。</p>
一般財源 <p>財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。町税、地方譲与税、地方交付税 など。</p>
特定財源 <p>一般財源とは反対に、財源の使途が特定されているもの。国庫支出金、県支出金、建設地方債や、分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄附金などのうち使途が特定されているもの。</p>
自主財源 <p>町が自主的に収入できる財源のことで、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがある。町独自で収入額を決められるので「自主財源」と呼ぶ。</p>
依存財源 <p>国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする町の収入。地方交付税、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、地方債 など。</p>
基準財政収入額 <p>普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で徴収が見込まれる税収などを一定の方法で算定した額(実際の収入額ではない)。標準的な町税収入見込額の75%相当額と譲与税など税外収入の75%相当額(一部100%)が普通交付税の算定に使われる。</p>
基準財政需要額 <p>普通交付税の算定に用いるもので、合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を、一定の方法で算定した額(実際の支出額ではない)。 算定式 = 単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数) なお、「交付税措置」とは、算定式によって基準財政需要額に含まれることで、実額が交付されるものではない。</p>
財政力指數 <p>普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割った値のことで、通常は過去3ヵ年平均値を指す。</p>
標準財政規模 <p>地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。</p>
<p>算定式 = 標準税収入額等 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額</p>
義務的経費 <p>町の歳出の中で、支出が義務付けられ任意に節減できない極めて硬直性が強い経費のこと。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費 など。</p>
投資的経費 <p>その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。道路、橋りょう、公園、学校などの建設や大規模改修などがあり、性質別経費の普通建設事業費、災害復旧事業費 など。</p>
経常収支比率 <p>人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、町税、地方譲与税、地方交付税などの経常一般財源収入が、どの程度充当されているかを表し、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。</p>
<p>算定式 = $\frac{\text{経常経費充當一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100 (\%)$</p>

実質赤字比率

町の一般会計等に生じる赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの。

$$\text{算定式} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等の実質赤字:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

※実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

連結実質赤字比率

国民健康保険や公共下水道事業などの特別会計を含む、町の全会計に生じる赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの。

$$\text{算定式} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額:イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該越える額

イ:一般会計及び特別会計の実質赤字額の合計額

ロ:企業会計の資金不足額の合計額

ハ:一般会計及び特別会計の実質黒字額の合計額

ニ:企業会計の資金剩余额の合計額

実質公債費比率

町の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの。

$$\text{算定式} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※準元利償還金:一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの など

将来負担比率

町の借入金(地方債)の現在高など、現在抱えている負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

$$\text{算定式} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額:イからチまでの合計額

イ:一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ:債務負担行為に基づく支出予定額

ハ:一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ:町が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる町からの負担等見込額

ホ:退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ:第三セクター等の債務を負担している場合、当該債務額のうち第三セクター等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト:連結実質赤字額

チ:組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額:上記、イからヘまでの償還額等に充てができる基金

資金不足比率

公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の度合いを示すもの。公営企業は、必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければならないため(独立採算の原則)、赤字や借金が大きくなつて一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の收支をチェックしている。

$$\text{算定式} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額:特別会計の実質収支の赤字額、または、企業会計の流動負債から流動資産を差し引いた額

※事業の規模:営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を差し引いた額